

日田市中小企業振興基本条例

平成 28 年 3 月 25 日

日田市条例第 6 号

(前文)

本市は、古くから交通の要衝として栄え、江戸期には幕府直轄地である天領となり、九州の政治、経済の中心地でした。山々に囲まれた自然環境の中で、幕府の奨励により杉の造林が進み、戦後の復興需要に伴い製材工場が増加し、多様な木材関連産業が集積するまちとして発展してきました。また、豊かな水資源に恵まれ、福岡都市圏に近いという地の利を生かし、近年では、飲料、機械産業等の大型企業が進出し、地場の中小企業が活躍できる場の更なる拡大が期待されています。

本市の事業所のほとんどを占める中小企業は、こうした産業の発展過程において、様々な団体と連携しながら、地域経済と雇用の基盤を支えるのみならず、地域防災力の強化や、優れた技術や技能、祭りや文化の継承にも重要な機能を果たすなど、地域社会を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢化による内需の減退、ICT 化の更なる発展など、時代の潮流が急速に変化しており、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。本市においても、大型店や郊外型店の出店や高速交通ネットワークの整備などにより消費行動が変化し、商店街の空洞化が進むとともに、都市との経済格差の拡大により産業が収縮し、若者の流出が止まらず、大きな課題となっています。

こうした状況の中、地域経済が成長発展していくためには、中小企業者自らが地域の魅力ある資源や技術を見直し活用していくなど、創意工夫し経営の革新を図ることが重要です。

私たち市民は、中小企業が経済や雇用面で人口減少に歯止めをかける役割を担うだけでなく、その活力が、まちづくりの原動力となっており、市民生活や地域社会にとっても不可欠な存在であることを改めて理解し、市、中小企業及びその他中小企業の関係者と一体となって、中小企業の発展に協力していく必要があります。若者が日田にとどまる、日田に戻れる、事業の承継ができ、夢を描くことのできる環境づくりを進めていかなければなりません。

このような認識に立ち、市民が自らの地域の未来に希望を持ち、快適で潤いのある生活を送ることができるよう、中小企業の発展を目指し、ここに条例を制定します。

【第 1 章 総則】

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号。以下「基本法」という。)第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者
 - イ アに掲げる中小企業者の事業の共同化のための組織
- (2) 小規模企業 基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他市内において中小企業の支援を行う団体をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。
- (5) 大企業 基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗の設置者及び管理者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「教育法」という。)第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。
- (8) 大学等 教育法第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。
- (9) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、自然、人材、技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学等が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(中小企業の自助努力)

- 第 4 条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善、人材育成、雇用の促進及び福利厚生の上に努めるものとする。
- 2 中小企業(第 2 条第 1 号アに掲げる中小企業者に限る。)は、それぞれの地域及び業種等を中心に組合等を組織化し、その加入を促進するとともに共同事業の実施や中小企業支援団体の加入等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。
 - 3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
 - 4 中小企業は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

- 第 5 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務)

- 第 6 条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。
- 2 中小企業支援団体は、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

- 第 7 条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市内における起業・創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(大企業の役割)

第 8 条 大企業は、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗の役割)

第 9 条 大規模小売店舗は、周辺地域との融和を図るため、中小企業(第 2 条第 1 号イに掲げる組織に限る。)及び中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力するなど、地域の発展と活性化に努めるものとする。

(学校及び大学等の役割)

第 10 条 学校は、中小企業の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促すとともに、社会見学、職場体験活動等の実践により、望ましい勤労観・職業観などのキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第 11 条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【第 2 章 中小企業の振興に関する基本的施策】

第 1 節 中小企業の振興に関する基本方針

第 12 条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の安定強化を図ること。
- (2) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。
- (3) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- (4) 創業を促進すること。
- (5) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の安定強化)

第13条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第14条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 地域商店活用の促進
- (4) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第15条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官の連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進

(創業の促進)

第16条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第 17 条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能継承の促進並びに後継者育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化

【第 3 章 施策を推進するための措置】

(意見の聴取)

第 18 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

(計画の策定)

第 19 条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【第 4 章 雑則】

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

日田市中小企業振興推進会議設置要綱

(設置)

第1条 日田市（以下「市」という。）における中小企業振興に関する施策に係る事項及び日田市中小企業振興計画（以下「計画」という。）に関する必要な事項等について検討を行うため、日田市中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市における中小企業振興に関する施策に係る事項
- (2) 計画の策定に関する必要な事項
- (3) 計画の進捗管理及び効果の検証に関する必要な事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、中小企業者等により選出する市民、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
- 4 委員長は、専門的な事項を調査するため、必要に応じて、推進会議に委員及び部会員で組織する専門部会を置くことができる。
- 5 部会員は、推進会議において選任し、委員長が依頼する。
- 6 部会員は、専門的な事項の調査を終えたときをもって、その任を終えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、日田市商工観光部商工労政課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

日田市中心企業振興推進会議 委員名簿

氏名	役職	種別	団体・組織名
関谷 忠	委員長	学識経験者	別府大学名誉教授・大分県よろず支援拠点コーディネーター
小野 栄司		学識経験者	日田公共職業安定所 統括職業指導官
野依 義明		中小企業支援団体	日田中小企業相談所 所長
岸本 良之		中小企業支援団体	日田地区商工会 広域指導課長
加藤 広嗣		金融機関	日田信用金庫 常勤理事
谷口 知幸	部会長	中小企業関係	大分県中小企業家同友会日田支部 支部長
佐々木 美徳		中小企業関係	日田市商店街連合会
神川 聖也		中小企業関係	一般社団法人 日田青年会議所
中村 広樹		中小企業関係	日田家具工業会
園田 匠		中小企業関係	日田市管工事協同組合
宮野 大樹		創業者関係	(株) Daiju.tech 代表取締役
今村 真奈美		市民団体	日田市消費者団体連絡協議会 副会長
小野 高寛		オブザーバー	大分県西部振興局地域振興部 部長